

「世界の人びとのためのJICA基金活用事業」 2024年度募集説明会

2023年12月21日

JICA国内事業部 市民参加推進課

募集要項掲載先:

<https://www.jica.go.jp/partner/private/kifu/09.html>

本日のスケジュール・主催者からのお願い

◇本日のスケジュール

第1部(14:30 - 15:15)

JICA 国内事業部からの説明、質疑応答

- ・JICA 基金活用事業について、2024年度募集要項・従来からの変更点について

第2部(15:15 - 16:00)

実施団体・JICA担当からの報告、質疑応答

- ・案件名: フィリピン・セブの都市貧困地域でのコミュニティリサイクルへの挑戦
- ・案件実施者: NPO法人FootRoots

◇主催者からのお願い

- ・本セミナーは、記録用に録画させていただきますが、公開はいたしません。なお、本スライドはJICAウェブサイトにて公開予定です。
- ・講演中は、**マイクをミュート**、**カメラをオフ**の設定でご参加願います。
- ・ご質問は、コメント欄にご記入いただくか(説明中も受け付けます)、質疑応答の時間に挙手ボタンにてお知らせください。
- ・講演会終了後、ご登録のアドレスにアンケートをお送りさせていただきます。ご協力よろしく願います。



「世界の人びとのためのJICA基金活用事業」とは

■「世界の人びとのためのJICA基金活用事業」とは

国際協力にご関心のある市民の皆様、法人・団体の皆様からJICAにてお預かりした**寄附金(世界の人びとのためのJICA基金(JICA基金))**をNGO等の団体の皆様にご活用いただく事業です。

事業費申請額は、**100万円が上限**です。

実施期間は事業開始から**1年以内**です。

今回の募集では、**2024年4月25日まで**提案を募集しております。

■JICA事業として位置づけられます

JICA基金活用事業は、寄附を原資としているため、ODA(政府開発援助)としてカウントされませんが、「JICA市民参加協力事業」の一つのスキームであるため、「国際協力機構法」が定める**JICA事業**に位置付けられます。

⇒このため、採択団体には、**JICAの各種ルール(安全管理、経費関連手続き等)**に沿って、案件を実施いただくこととなります。

これまでの採択実績

採択年度	応募総数	採択案件	採択倍率(応募/採択)
2023年度	52件	36件	1.4
2022年度	通常枠:11件	通常枠:5件	通常枠:2.2
	チャレンジ枠:7件	チャレンジ枠:5件	チャレンジ枠:1.4
2021年度	通常枠:12件	通常枠:8件	通常枠:1.5
	チャレンジ枠:9件	チャレンジ枠:8件	チャレンジ枠:1.1
2020年度	通常枠:16件	通常枠:7件	通常枠:2.3
	チャレンジ枠:13件	チャレンジ枠:3件	チャレンジ枠:4.3
2019年度	通常枠:32件	通常枠:7件	通常枠:4.6
	チャレンジ枠:21件	チャレンジ枠:3件	チャレンジ枠:7.0
2018年度	22件	10件	2.2
2017年度	23件	12件	1.9
2016年度	38件	17件	2.2
2015年度	24件	11件	2.2
2014年度	43件	13件	3.3
2013年度	14件	8件	1.8
2012年度	15件	7件	2.1
2011年度	17件	7件	2.4
2010年度	18件	10件	1.8
2009年度	14件	12件	1.2
2008年度	17件	9件	1.9

ご応募いただける団体(募集要項p2)

■資格要件(主なポイント、2023年度募集から変更されていない点)

- ・特定非営利活動法人、一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人、公益財団法人、任意団体(日本国内に拠点があり、事業開始までに団体名義の銀行口座を用意できること)のいずれか。
- ・過去のJICA基金活用事業の採択実績が2回以下。
- ・草の根技術協力事業(JICA事業)及びNGO連携無償資金協力事業(外務省事業)の採択実績がない。
- ・2024年度草の根技術協力事業への応募を予定していない(併願は不可)。
- ・日本語で各種手続き及び書類作成ができ、円滑に連絡が取れる。
- ・NGO登録や了承取付が必要な国・地域を対象とする場合には、採択通知後1年以内にNGO登録・了承取付を完了できる見通しがある。

■2023年度募集からの変更点

「過去2年間(2年度)の平均収入が3,000万円程度以下である団体」を削除。
理由:日本国内の社会問題等に関する活動実績が十分な団体であったとしても、国際協力分野での活動経験が少なければ応募可とするため。

◆資格要件の詳細は、募集要項に掲載しております。

https://www.jica.go.jp/Resource/partner/private/kifu/ku57pq00001x3o7o-att/require_231220.pdf

対象とできる国・地域(募集要項p3)

■対象国・地域(2023年度募集から条件の変更なし)

- ・JICA事務所又は支所が設置されている開発途上国・地域及び日本国内
- ・日本国内で活動が完結する事業も対象。
- ・外務省海外安全情報(危険情報)が以下となっている国・地域は除く。
「レベル3:渡航は止めてください(渡航中止勧告)」
「レベル4:退避してください。渡航は止めてください(退避勧告)」
- ・JICA国別安全対策措置(渡航措置及び行動規範)において「業務渡航:禁止」としている国・地域は除く。
- ・対象地域であっても、JICA国別安全対策措置により、実施場所や手段等に制約がある場合がある。
- ・応募後または採択後であっても、対象国・地域の治安状況の悪化等に伴う安全対策上の理由や外交政策上の理由から、採択の見合わせや取り消し、事業の保留や中断・中止を行う場合がある。

◆JICA海外拠点 <https://www.jica.go.jp/about/structure/overseas/index.html>

◆外務省海外安全ホームページ <https://www.anzen.mofa.go.jp/riskmap/>

◆応募に際しては、JICA 国別安全対策情報ウェブサイト

(<https://www.jica.go.jp/about/safety/rule.html>)からログイン ID 及びパスワードの取得を申請いただき、当該国の「JICA安全対策措置」を確認の上、事業提案をお願いします。

■対象事業(2023年度募集からの変更なし)

- ・開発途上国・地域の人びとの貧困削減や生活改善・向上に貢献する事業
- ・日本国内の多文化共生社会の構築推進、外国人材受入れ支援に関する事業

◆過去に採択された事業の事例を募集要項に掲載しております。

https://www.jica.go.jp/Resource/partner/private/kifu/ku57pq00001x3o7o-att/require_231220.pdf

◆過去に採択された案件の案件情報、報告書、ニュースレターをJICAウェブサイトに掲載しております。

<https://www.jica.go.jp/partner/private/kifu/09.html>

■NGO登録・了承取付

- ・NGO登録や相手国関係機関からの了承取り付けが必要な国がある。
- ・NGO登録等の手続きに時間を要する場合や、新規登録が難しい場合がある。

■各国の情報について

- ・JICA基金活用事業に係るNGO登録・了承取付手続きをJICA各在外拠点に確認しています。
- ・応募前に、以下のホームページにてNGO登録や了承取り付けの要否を確認ください。

(<https://www.jica.go.jp/activities/schemes/partner/private/kifu/ngo.html>)

- ・ご不明な点は、JICA国内機関にご相談ください。

お詫び:上記のリンク先の情報は、現在整備中のため、2023年12月21日現在はリンクが無効となっております。
近日公開となりますので、公開までしばらくお待ちください。

JICAが負担できる経費①(募集要項p5)

■対象経費(2023年度募集からの変更なし)

- ① 現地渡航費(航空運賃) ⇒経費全額の40%を上限。
- ② 本邦渡航費(航空運賃) ⇒経費全額の40%を上限。
- ③ 現地国内旅費・日本内国旅費 ⇒運転手備上費、宿泊費等を含む
- ④ 活動経費(現地・国内で行う活動のために必要な経費)
 - ・物品購入費・輸送費等
 - ・セミナー・講習会・学校運営等関連費
 - ・遠隔活動費(遠隔にて事業を行う場合の環境整備費)
 - ・施設運営費(現地で行う活動のみ対象)
 - ・備人費(現地で行う活動のみ対象)
- ⑤ その他経費

◆対象となる活動経費の詳細は、募集要項に掲載しております。

https://www.jica.go.jp/Resource/partner/private/kifu/ku57pq00001x3o7o-att/require_231220.pdf

■合理的配慮に係る経費

- ・障害当事者である業務従事者が海外渡航を行う際等に、合理的配慮のための経費が発生する場合には、事業提案書の「事業経費内訳」欄に「合理的配慮に係る経費」として計上ください。
- ・事業経費(上限100万円)とは別にJICAによる負担を検討します。

■JICAにて負担できない経費(2023年度募集からの変更なし)

以下の経費については、原則としてJICA負担の対象にはなりません。

- ・日当
- ・会議費(セミナー、ワークショップ等の際の茶菓代)
- ・「活動」を伴わない「物品配布」にかかる物品購入費
- ・設備等の整備費(固定資産となるもの)

伴走支援制度について (募集要項p7)

■伴走支援制度の概要

- 採択事業ごとにJICAが伴走支援者を配置し、伴走支援者が実施団体に伴走。
- 伴走支援者が、事業開始前、中間、終了時のコンサルテーションを通じ、事業計画の精査や団体の能力強化を支援。
- 伴走支援者の配置有無は、案件ごとに、団体の活動経験や希望等を考慮の上、JICAにて決定。

■伴走支援コンサルテーションの概要

参加者:実施団体、伴走支援者、JICA国内機関

実施方法:原則として、オンラインにて実施

実施回数(目安):事業開始前、中間、終了時に、合計3～5回実施

実施時間(目安):1回のコンサルテーションの開催時間は、1.5時間程度

- ◆この後、第二部にて、「伴走支援者」によるコンサルテーションについて、事例紹介がございます。

■国際協力事業研修

- JICAでは、定期的に「NGO等向け基礎から始める国際協力事業研修」を開催しています。
- JICA基金活用事業の事業提案書作成段階から事業実施段階に至るまでに必要とされる**事業管理マネジメント手法**を学ぶことができます。
- 本募集期間中は以下の日程で開催を予定しており、**受講料は無料**です。
- これまで同研修の受講経験の無い方、受講からしばらく時間が経過している方等は、同研修の受講をお願いします。

① 計画・立案編

2024年1月26日～1月27日 (1月10日申込締切)

2024年3月1日～3月2日 (2月13日申込締切)

② モニタリング・評価編

2024年2月2日～2月3日(1月17日申込締切)

◆ NGO等向け基礎から始める国際協力事業研修

<https://www.jica.go.jp/partner/ngo-support/ngo-pcm/index.html#a02>

<https://www.jica.go.jp/partner/ngo-support/ngo-pcm-02/index.html>

NGO-JICAジャパンデスク(募集要項p7)

世界26カ国のJICA在外事務所内にNGO-JICAジャパンデスクを設置しております。各国でのNGO活動やJICAとの連携にかかるご相談に対応しております。

■NGO-JICAジャパンデスク設置の目的

開発途上国で国際協力活動を行う日本のNGO等とJICAの連携促進のため

■NGO-JICAジャパンデスク設置国

【アジア】インド、インドネシア、カンボジア、キルギス、スリランカ、ネパール、バングラデシュ、東ティモール、フィリピン、ベトナム、マレーシア、ミャンマー、モンゴル、ラオス

【大洋州】フィジー

【アフリカ】ウガンダ、ケニア、ザンビア、タンザニア、ルワンダ

【中南米】アルゼンチン、パラグアイ、ブラジル、ボリビア、ペルー

【中東】エジプト

■ NGO-JICAジャパンデスクが設置されていない国・地域

当該国・地域を担当するJICA拠点にお問合せください。

◆NGO-JICAジャパンデスク

https://www.jica.go.jp/partner/ngo_support/japandesk/index.html

◆海外のJICA拠点

<https://www.jica.go.jp/about/structure/overseas/index.html>

応募手順① (募集要項p8)

■応募締切日

2024年4月25日(木) 17時

■応募書類

事業提案書(募集要項「別添資料3」)

■提出先

団体の所在地を担当するJICA国内機関
(募集要項「別添資料1」参照)

■提出方法

応募書類をPDFファイルに加工し、電子メールで提出。
(メールタイトル: JICA基金活用事業応募_【団体名】)
Zipファイルの添付不可。

◆提出先は、募集要項に掲載しております。

https://www.jica.go.jp/Resource/partner/private/kifu/ku57pq00001x3o7o-att/require_231220.pdf

別添資料3: 活動提案書様式

2024年●月●日

独立行政法人国際協力機構

**2023年度世界の人びとのための
JICA基金活用事業 事業提案書**

以下の事項を確認の上、事業提案書を提出します。

- ✓ 当団体は、「独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程(平成24年規程(経)第25号)」第2条に規定する「反社会的勢力」に該当しないことを誓約します。
- ✓ 当団体は「独立行政法人 国際協力機構関係者の倫理等ガイドライン」を遵守します。
- ✓ 過去に専ら根拠権協力事業及びNGO連携無償資金協力事業の授託実績はありません。
- ✓ JICA基金活用事業にて3回以上の授託実績はありません。
- ✓ 本提案事業について、2023年度の専ら根拠権協力事業への応募を予定していません。

応募団体名称	
提案事業名称	
代表者役職	
代表者氏名	
担当者役職	
担当者氏名	
連絡先	住所(日本国内): 電話番号: E-mail: URL:

*独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程
https://www.jica.go.jp/purekuni/act/frame/frame110001212.htm
*独立行政法人 国際協力機構関係者の倫理等ガイドライン
https://www.jica.go.jp/partnerngo_support/ngo_pom/index.htm#02

応募手順② (募集要項p8)

■留意事項

- ・応募は1団体1件までといたします。
- ・募集期間中、応募に係る質問を JICA 国内機関で随時、受け付けています。
- ・JICAにて応募書類受領後、受信メールを送付します。応募書類提出後1週間以内に受信メールが届かない場合は、JICA国内機関まで連絡ください。
- ・応募締切日後は、応募内容に関する相談や応募書類の差替え等には応じられません。
- ・選考の過程で応募書類等に関する照会や面談等をお願いしたりすることがあります。

選考結果の通知、覚書の締結(募集要項p9)

■選考結果通知

- ・2024年8月を目途に文書で通知します。

■覚書の締結・内容

- ・事業開始に先立ち、応募団体とJICAの間で覚書を締結し、事業計画及びそれぞれの責任事項を合意します。
- ・覚書締結までには採択通知後1～2ヶ月程度を要する見込みです。
- ・事業対象国においてNGO登録が必要とされる場合には、覚書の締結は同登録の完了後となります。
- ・2024年11月頃を目途に事業開始時期の設定をお願いします。
- ・事業対象国でのNGO登録に時間を要す等の事情がある場合は、事業開始時期の柔軟な調整に応じます。ただし、遅くとも採択通知後1年以内には事業の開始をお願いします。

■留意事項

- ・採択通知後1年以内に事業を開始できない場合には採択を取り消すことがあります。

◆実施団体の責任事項は、募集要項にてご確認ください。

	手続き内容	時期
1	応募書類の作成、JICAへの提出	2024年4月25日(木)17時まで
2	選考	2024年5月～7月
3	選考結果の通知	2024年8月
4	事業開始に向けた準備、NGO登録等 手続き(必要な国のみ)、覚書の締結	2024年9月～10月
5	事業開始	2024年11月頃以降
6	伴走支援コンサルテーション (対象案件のみ)	事業開始前、事業実施中、事業終了時(合計5回程度)
7	経費報告書提出、事業経費支払・精算	四半期ごと、または事業終了時のみ (提出回数は案件ごとに決定)
8	活動報告書提出	四半期ごと、または事業終了時のみ (提出回数は案件ごとに決定)

参考：草の根技術協力事業



- | | | |
|--|---|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ◆ 開発途上国の支援において既に豊富な経験と実績を有している団体が対象。 ◆ 経験や強みを活かし、より開発途上国の課題解決に寄与する事業を展開することが期待される ◆ 事業規模：1億円/3年（最大） | <ul style="list-style-type: none"> ◆ 開発途上国での活動実績が少ない団体が対象。 ◆ 国際協力の経験を積み、団体として成長することが期待される。 ◆ 事業規模：1000万円/3年（最大） | <ul style="list-style-type: none"> ◆ 地方公共団体が主体となって提案・実施。 ◆ 途上国の課題解決と日本の地域経済の活性化にも双方に貢献するwin-winの関係を築くことが期待される。 ◆ 事業規模：6000万円/3年（最大） |
|--|---|---|

草の根技術協力事業との併願について

- ・ 同一年度内のJICA基金活用事業と草の根技術協力事業への併願は**不可**。
- ・ 2023年度草の根技術協力事業に応募したが採択されなかった場合、2024年度JICA基金活用事業(今回の募集)への応募は**可能**。

国内機関名	担当部署	応募書類提出・問合せ先	担当都道府県
北海道センター (札幌)	市民参加協力課	E-mail:hkictpp@jica.go.jp TEL:011-866-8333	北海道(道央・道北・道南)
北海道センター (帯広)	業務課	E-mail:jicaobic@jica.go.jp TEL:0155-35-1210	北海道(道東)
東北センター	市民参加協力課	E-mail:thictpp@jica.go.jp TEL:022-223-5151	青森・岩手・宮城・秋田・山形県・福島
筑波センター	連携推進課	E-mail:tbictpp@jica.go.jp TEL:029-838-1111	茨城、栃木
東京センター	市民参加協力第二課	E-mail:tictpp2_kikin@jica.go.jp TEL:03-3485-7036、7109、7044	東京・千葉・埼玉・群馬・長野・新潟
横浜センター	市民参加協力課	E-mail:yictpp@jica.go.jp TEL:045-663-3251	神奈川・山梨
北陸センター	業務課	E-mail:hriectpr@jica.go.jp TEL:076-233-5931	富山・石川・福井
中部センター	市民参加協力課	E-mail:cbictpp@jica.go.jp TEL:052-533-0220	静岡・岐阜・愛知・三重
関西センター	市民参加協力課	E-mail:ksictpp@jica.go.jp TEL:078-261-0341	滋賀・京都・大阪・兵庫・奈良・和歌山
中国センター	市民参加協力課	E-mail:cictpp@jica.go.jp TEL:082-421-6300	鳥取・島根・岡山・広島・山口
四国センター	業務課	E-mail:skictpr@jica.go.jp TEL:087-821-8824	徳島・香川・愛媛・高知
九州センター	市民参加協力課	E-mail:kictpp@jica.go.jp TEL:093-671-6311	福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島
沖縄センター	市民参加協力課	E-mail:oictpp@jica.go.jp TEL:098-876-6000	沖縄

質疑応答

第一部へのご参加ありがとうございました。

ご質問がございましたら、
挙手ボタンにてお知らせいただくか、
チャット欄へご記入ください。

このあと、第二部が続きますので、引き続き
ご参加ください。